

# 北海道教育振興会 会則

昭和49年4月27日制定

## 第1章 総 則

- 第1条 この会は北海道教育振興会と称し、事務局を札幌市中央区北5条西6丁目北海道通信ビル内に置く。
- 第2条 この会は関係諸団体との提携のもとに本道教育の振興に資することを目的とする。
- 第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 公正な教育世論の喚起と、その反映に関すること。
  - 2 教育条件の向上に関すること。
  - 3 会員の研修、親睦に関すること。
  - 4 関係諸機関、諸団体との提携に関すること。
  - 5 その他、この会の目的達成に必要なこと。
- 第4条 この会の会員は、その趣旨に賛同する普通会员及び賛助会員をもって構成し、別に定める会費を納入する。

## 第2章 組 織

- 第5条 この会は支部の設立と発展に努め、密接な提携のもとに運営する。
- 第6条 支部は独自の組織により運営され、この会に対し役員を選出、事業の実施、会費の納入及びその他必要なことに協力する。
- 第7条 この会に支部代表者による連絡会議を設け、この会及び各支部相互の運営について連絡協議をする。

## 第3章 機 関

- 第8条 この会に次の機関、総会・理事会及び常任理事会を置き、会長が招集する。
- 第9条 総会はこの会の最高決議機関で年に1回開く。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。
- 第10条 総会は次のことを決める。
- 1 活動方針及び事業
  - 2 予算及び決算
  - 3 会則
  - 4 役員等
  - 5 その他、この会の目的達成に必要なこと。
- 第11条 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。
- 第12条 理事会は総会の議決に基づき会務を執行するとともに、次期総会までの中間決議機関とする。
- 第13条 常任理事会は理事会から付託された会務を執行する。

## 第4章 役 員 等

- 第14条 この会に次の役員を置く。
- 会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名  
常任理事 若干名 監事 3名
- 第15条 会長、副会長、監事は総会で選出し理事及び常任理事は会長が委嘱する。
- 第16条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 第17条 副会長は会長を助け、会長事故あるときは代理する。

- 第18条 理事及び常任理事は、それぞれ理事会、常任理事会を構成する。
- 第19条 監事は会務及び会計の監査を行う。
- 第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。欠員の補充により就任した者は前任者の残任期間とする。
- 第21条 この会に毎年度総会の承認を得て、顧問、常任相談役、相談役及び参与を置くことができる。顧問、常任相談役、相談役は会長の諮問に応じ、参与は会務の執行に協力する。

## 第5章 会計

- 第22条 この会に一般会計・特別会計を設け、経費は会費、寄付金及びその他の収入による。
- 第23条 この会の会費は次の通りとする。  
 普通会員 年額 3千円  
 賛助会員 年額 1口 1万円
- 第24条 この会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第6章 事務局

- 第25条 この会に事務局を置き、会務を処理する。
- 第26条 事務局に事務局長、事務局次長及び書記を置くことができる。この役職は、会長が委嘱する。
- 第27条 事務局長及び事務局次長は、常任理事又は理事を兼任できる。
- 第28条 事務局に関し必要なことは会長が定める。

## 第7章 雑則

- 第29条 この会則のほか、細則を定めるときは理事会の承認を得なければならない。

## 第8章 附則

- 第30条 この会則は、次の通り施行する。

《 北海道教育振興会 》  
 昭和49年4月27日制定  
  
 昭和50年10月11日大幅改正(会費2,000円)  
 昭和58年5月7日一部改正  
 (事務所所在地、役員任期2年、会費2,500円)  
 昭和63年5月16日一部改正  
 (規約を会則に変更、理事長を削除)

《 札幌市教育振興会 》  
  
 昭和50年7月29日 制定  
  
 昭和58年5月7日 同左  
  
 昭和63年5月16日 同左

平成3年5月16日一部改正  
 (北海道・札幌市教育振興会に改称し一本化、会費3,000円)  
 平成4年5月22日一部改正(相談役の設置)  
 平成5年5月21日一部改正(理事及び常任理事は会長が委嘱する)  
 平成10年5月13日一部改正(名称を「北海道教育振興会」に改称)  
 平成14年5月13日一部改正(第21条、第26条)  
 平成26年5月15日一部改正(第26条を文言を修正する)

<p style="text-align: center;"><b>北海道教育振興会</b></p> <p>〒060-0005          札幌市中央区北5条西6丁目          道通ビル308          電話 011-222-3347          FAX 011-222-3348</p>
--